

## 令和4年第2回浜松市議会定例会会議録（抜粋）

令和4年6月8日（水）

### ◎平野岳子議員（自由民主党浜松）代表質問

○26番（平野岳子） 質問の5番目に入ります。行政区再編についてです。

行政区再編を協議している行財政改革・大都市制度調査特別委員会は、来年2月議会の区設置等条例議決までのスケジュールを決め、残る課題は新しい3区の区名と区協議会の在り方となっております。ここまでの道のりは、今期、委員会50回、協議会23回を開催、膨大な資料とともに議論を進めてまいりました。

先月25日に公表されました行政区再編案のパブリックコメントの結果では、792件の意見があり、その中身は前向きな意見もあるものの、区内の融合に対する不安をはじめ、感情的な市民の声も多いと感じられました。今後の進め方の中で少しでも不安や不満が和らぎ、融和するためには、同じ浜松市民としての相互の思いやりはもちろんですが、行政の関わりは大変に重要です。

そこで、以前、行財政改革・大都市制度調査特別委員会で区再編案が了承されたことを受け、委員会で配慮すべき課題として指摘した周辺市町の発展や融和などの施策の推進について、改めて鈴木市長の見解を伺います。

ここで分割いたします。御答弁お願いいたします。

○議長（太田康隆） 当局からの答弁を求めます。

○市長（鈴木康友） 旧周辺市町の発展や融和についてございますが、広大で多様な地域特性を持つ本市は、「ひとつの浜松」として、全市を挙げて課題解決に取り組む体制が必要であると考えております。

そこで、再編に併せ区政担当副市長を配置し、最適な区政運営を推進していくことや北区の一部と浜北区が一つとなる区の副区長を2名体制とすることを提案し、特別委員会において御了承いただきました。

地域の発展や融和に向けては、これまでも12市町村合併を通じて得た多様な地域資源を生かした浜松パワーフードの取組やFSC認証材のブランド化等による地域振興に加え、都市部と中山間地域との市内間交流の促進など、合併前の市町村や行政区にとらわれることなく、様々な施策に取り組んでまいりました。こうした取組は、3区になっても変わるものではなく、市民一人一人が市内の多様な地域資源に誇り、愛着を持ち、地域や立場の違いを乗り越え、お互いに支え合っていくことが、ひとつの浜松としての一体感の醸成につながるものと考えております。

○26番（平野岳子） 議長、26番。

○議長（太田康隆） 26番平野岳子議員。

○26番（平野岳子） 御答弁ありがとうございました。

意見・要望を申し上げます。

ただいまの鈴木市長の御答弁からは、区の体制や区の在り方を超えたひとつの浜松として、課題解決に向けた体制が必要と強調されました。市内どこに住んでいても同じ浜松市民として、区の面積や人口の多い少ないに関係なく、等しく住民サービスを享受でき、発言できるひとつの浜松になることを望んでおります。人々の心は多数決だけでは解決できるものではなく、地域や立場を乗り越えていくためにも、行政の後押しをぜひともお願いいたします。

## ◎齊藤清明議員（市民クラブ）代表質問

○38番（齊藤清明） 質問の第1は、区再編後の将来像についてであります。

今日まで区再編の議論が進められ、そして新3区案が確定、今後は区名や区協議会の組織体制の決定を経て、来年2月定例会において区設置等条例の議決が予定されています。確定した新3区案については、区協議会、各自治会での説明会、パブリックコメントなど多くの市民から意見・要望を頂きました。そこで、以下お伺いします。

1点目として、市長として新3区案における本市の将来像についてどのように描かれているのかお伺いします。

2点目として、これまでの区協議会や自治会連合会などからの意見、パブリックコメントを受けて、市としての総括と対策についてお伺いします。

3点目は、高速道路の活用についてであります。今回の新3区案、特に（仮称）B区について、今までの歴史・文化・経済の交流、地理的な面など考えるとどうだったのだろうか。しかし、逆にこの新たなB区を、地理的な位置も含め中心的な役割が持てるのではないかと思うこともあるわけであります。

B区内の説明会において、特に引佐3町の説明会の中で国道257号、国道362号の整備を望む声が多数ありました。現在まで、国道362号宮口バイパス総延長3.7キロメートルのうち2.2キロメートルが整備され、新東名浜松浜北インターチェンジまでの残り1.5キロメートルは、令和4年度以降に整備予定となっています。この路線の西側、都田テクノポリスから三ヶ日までの道路は計画がありません。例えば、都田テクノポリスから三ヶ日までを宮口バイパスと同規模の道路を整備、総延長22.3キロメートルになりますが、整備するとなると、私の試算では約375億円の事業費となります。これを整備するとなると、当然時間とコストがかかり過ぎ、今後の人口減少や費用対効果を考えると現実的ではありません。

そこで、現在ある東名高速道路、新東名高速道路は、本市のほぼ中央を東西に横断し、何と8か所のインターチェンジ、スマートインターチェンジが存在しており、この巨大で良質な道路を最大限に活用するのは至極当然であり、使わないのは実にもったいない話であります。こういう話をすると、この法律により駄目、これも駄目みたいな話になることは予想されますが、こういう時こそ省庁間の壁を破り、規制改革すべきです。ある意味、それがスーパシティの理念でもあります。例えば、モデル事業としてなど実現できないだろうか。

そこで、本市の市民・企業に対し割引するなど、将来活用できないかお伺いします。

以上2点を山名副市長にお伺いします。ここで区切ります。

○議長（太田康隆） 当局からの答弁を求めます。

○市長（鈴木康友） 第38番市民クラブ代表齊藤清明議員の御質問の1点目、区再編後の将来像についてお答えいたします。

区再編は、今後、人口減少や少子高齢化が急速に進むとともに、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要となる行政サービスを維持・強化するため、柔軟で効率的な組織運営を可能とすることが目的です。サステナブルな地域社会の構築に向けては、特別委員会において、3区の線引きとすることで地域課題への対応や地域資源を生かした施策が期待できるとされたことを踏まえ、多様な地域特性を区政に生かす視点が重要であると認識をしております。

再編後におきましても、市民一人一人が地域や立場の違いを乗り越え、共に知恵を出し支え合う取組

を進化させることで、サステナブルな共助型社会を構築し、都市の将来像である「市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」」を実現してまいります。

○副市長（山名 裕） 2点目、パブリックコメントなどの総括と3点目、高速道路の有効活用につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

区割り案の決定に向け、地域の発展に御尽力されている皆様からの御意見・御要望を頂く貴重な機会として、昨年度は議会とともに区自治会連合会、区協議会へ3回の報告や意見聴取を行いました。今年1月から2月にかけてはパブリックコメントを実施し、区の数や線引きに関する御意見のほか、再編の必要性や協議の経緯、再編後のサービス提供体制につきまして、区自治会連合会、区協議会からの御意見と合わせ792件もの御意見をいただきました。この中には「区割り案がよい、納得できる」、あるいは「将来的な課題に有効である」といった御意見のほか、道路整備などに関する御意見も寄せられ、市の考え方の公表に当たっては御質問や説明不足の御指摘を頂いた部分について、丁寧な説明を加えました。

また、議員御提案の割引による高速道路の有効活用につきましては、再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本としていることや、他の交通手段の利用状況とのバランスや財政負担、補助金支出の公益性について考慮する必要があります。こうしたことから、料金の補助等につきましては、慎重に判断すべきと考えておりますが、交通インフラなどの地域資源を活用し、地域住民の皆様をはじめとした多様な主体が協働して都市内交流を促進するなど、ひとつの浜松として持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

○38番（斉藤清明） 議長、38番。

○議長（太田康隆） 38番、斉藤清明議員。

○38番（斉藤清明） 意見・要望を申し上げます。

高速道路の有料道路制度の中で、2005年、17年前でありますけれども、日本道路公団の民営化当時、高速道路の無償化（無料化）が2045年から2050年に変更され、2012年（10年前）には山梨県の中央自動車道笹子トンネルの天井落下事故が発生して、巨額の更新費を確保するために2050年からさらに15年延長され、2065年に無償化するということになりました。この無償化になるには、今後、実に43年後ということになります。その頃にはドローンが間違いなく空を飛び回っていますから、無償化の議論は意味のないことだというふうに思います。

そう考えますと、10年後、20年後のことと考えるべきであります。この高品質・高規格の道路を開放して、地域の活性化のための一つのツールとして有効活用すべきではないでしょうか。まさに、今であります。

## ◎落合勝二議員（日本共産党浜松市議団）代表質問

○3番（落合勝二） 2番目の質問は、行政区再編について伺います。

2019年4月に実施された行政区再編の住民投票結果では、令和3年1月1日までに3区で再編する案は大差で否決されました。ところが、設問1の反対者のみ設問2も答え、その賛成者のみを設問1の賛成者に加えるなど、およそ成り立たない論理を持ち出して、賛否は拮抗しているとしました。

国会で大きな問題となった建設工事受注統計不正でありますけれども、これは同じものを二度加えて受注額を膨らめたものであります。今度の住民投票結果分析は、違うものを同じものとして加え賛成者を

水増ししたものであります。この両方とも手法として誤りだというふうには私に思います。市民は区再編成に賛成が多数であるというドグマに陥った解釈だというふうには私は考えております。

「賛否は拮抗している」とする希望的判断を前提として、2020年9月28日、市議会全員協議会で行った投票は、行政区再編の議論を進めることの賛否を問うのかあるいは行政区再編そのものの賛否を問うものか、非常に曖昧な投票を行ったのだというふうには思います。

そして、この結果で圧倒的に多数の方の賛成を得たということから、これを錦の御旗として、議会との二人三脚で特別委員会は、結論ありきの議論を進め、市民への説明やパブリックコメントは出された意見の反映も極めて不十分のまま案の決定としました。そこで、このまま来年2月議会での区設置条例の改正をしていくことは、著しく民意に反し市政にとって大きな禍根を残すこととなります。

そこで、パブリックコメントで出された住民の声をどのように受け止めているか鈴木市長に伺います。分割いたします。

○議長（太田康隆） 当局からの答弁を求めます。

○市長（鈴木康友） 住民の声の受け止めについてでございますが、パブリックコメントでは、区役所が遠くなることを懸念する御意見がある一方、区割り案がよい・納得できる、あるいは将来的な課題に有効であるといった御意見も寄せられました。

こうしたパブリックコメントの状況については、速報として特別委員会に報告するとともに、寄せられた御意見に対する市の考え方について特別委員会と丁寧な協議を重ね、御了承を頂きました。再編後のサービス提供体制につきましては、柔軟で効率的な行財政運営により、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化していくことで、寄せられた貴重な御意見に伝えてまいります。

○3番（落合勝二） 議長、3番。

○議長（太田康隆） 3番落合勝二議員。

○3番（落合勝二） 再質問を1点させていただきます。

パブリックコメントの状況は、速報として特別委員会に報告し、丁寧な協議を重ねてきたとの答弁でございますが、一番大本の各区自治連や区協議会、市民への広報などをどのように行ったのか伺います。

○市長（鈴木康友） 落合議員の再質問につきましては、事務的な対応についての御質問でございますので、担当部長のほうから答弁をさせていただきます。

○区再編推進事業本部長（岡安章宏） 落合議員の再質問にお答えいたします。

結果につきましては、パブリックコメントの制度にのっとり、公表の方法や時期を説明した上で御意見を頂いたものであり、こうした手続を踏まえた協議スケジュールは特別委員会です承いただくとともに、寄せられた御意見に対する市の考え方についても御協議いただいたものでございます。

なお、パブリックコメントを踏まえ、区再編案が決定したことについて、各区協議会会長及び各区自治会連合会会長へ御報告申し上げております。

○3番（落合勝二） 議長、3番。

○議長（太田康隆） 3番落合勝二議員。

○3番（落合勝二） 今の再質問のお答えはですね、自治連の会長さんとか区協議会の会長さんとか、そういうごくごく一部分の方にお知らせをしたということだと思いますけども、やはりこの非常に重要なですね、区再編という仕事について、市民的な理解を得ていくという努力が率直に言ってまだまだ足りないのではないかとこのように思います。

そういう点で、意見でございますけども、パブコメの状況を見ていけば、市民の理解が深まり大多数

の賛成を得ているとは到底思えません。条例改正の提案は先に延ばすことも必要ではないかと思えます。

**令和4年6月9日（木）**

**◎遠山将吾議員（創造浜松）一般質問**

○21番（遠山将吾） 質問の2番目は、区再編に伴う保護司・保護司会の現状と今後についてであります。

行政区再編については行政組織の改変ということで進められてきておりますが、4月に開催されました浜松市保護区保護司会連絡協議会では、浜松市内の保護司会の再編についての協議がなされました。

基本的には、保護司・保護司会については、法務省が直接管轄しておりますが、その任に当たってくださっている保護司の皆さんからは最も近い行政である本市の役割について御一考いただきたく、質問をいたします。

保護司会は、保護司法に定められた組織で、市内各区に置かれ、現在は7つあります。保護司法第13条第1項で、「保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する」とあり、保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則の第3条で、「保護区の区域は、特別な事情がないかぎり、一又は二以上の市町村（特別区を含む。）の区域をもって定めるものとする」とあります。そして、指定都市の区または指定都市の総合区は、市とみなすとの条文もあり、現在、議論が進められている行政区再編により影響を受けます。

しかしながら、現行区の各保護司会は、成り立ちや財政的な面が異なることから、統合を難しくしております。

特に財政面に関しては、収入の主なものに、浜松市からの支援や、自治会など地域からの御支援、そして保護司の皆さんが、保護司の活動の傍ら、更生保護協会の賛助会員となっている地元の個人や企業を訪問して納めていただく賛助会費があります。しかし、全ての保護司会が同じではなく、地域からの支援の有無や、賛助会費を集める、集めないなど、保護司会によってばらばらです。

財政の平準化がなされれば、市内各区の保護司会の統合も促進されると考えます。例えば、賛助会費の部分を行政の補助金に置き換えることができれば、保護司の負担軽減にもなり、成り手不足の解消や、本来であればもっと長期的に頑張っていたくださった方の退任の抑止にもつながると考え、以下2点について、山下健康福祉部長にお伺いをいたします。

1点目として、区再編に伴う保護司会の統合に関する行政としての課題の認識と、保護司会との関わり方について、2点目として、区の再編に伴う保護司会の統合の課題に鑑み、保護司の活動費と保護司が行う更生保護協会活動に対する支援の拡充をする考えはないか。

ここで分割をいたします。御答弁をお願いします。

○議長（太田康隆） 当局からの答弁を求めます。

○健康福祉部長（山下昭一） 1点目、区再編に伴う保護司会の統合に関する課題認識と市の関わり方についてお答えいたします。

御質問にありましたとおり、区再編のスケジュールが示されたことから、市内7つの保護司会で組織する浜松市保護区保護司会連絡協議会が統合に向けて検討を始めております。

現在の各保護司会は、市町村合併以前の財務基盤や事業内容を継承していること、また、区再編に伴

い、現行の保護区が分割される保護司会があることから、統合に向けた調整が必要であると認識しております。

今後の保護司の皆様の活動に支障を来すことのないよう、市としましては、浜松市保護区保護司会連絡協議会で協議される統合の方針を確認し、後押ししてまいります。

次に、2点目、保護司の活動費と更生保護協会活動への支援の拡充についてお答えいたします。

現在、市としましては、浜松市保護区保護司会連絡協議会へ補助金を交付することにより、保護司の活動を支援しております。

この補助金につきましては、同協議会が行う調査研究や犯罪予防啓発事業などに対し交付しているものであり、適正な水準であると考えております。

また、更生保護協会の活動に関しましては、啓発活動の一環として、地域の協力企業等に対し、更生保護協会の賛助会員のお願いを保護司自らが行っていることは承知しております。

こうした更生保護協会への協力活動だけでなく、様々な業務負担が保護司の成り手不足の一員であるとの御意見もあることから、今後、関係機関との協議の場などで、保護司の負担軽減についても意見交換をしてまいります。

○21番（遠山将吾） 議長、21番。

○議長（太田康隆） 21番遠山将吾議員。

○21番（遠山将吾） 御答弁ありがとうございました。

保護司という仕事につきましては、犯罪を犯したり、過ちを犯した方の立ち直りを、帰る場所のお世話に始まり、月に数回、自宅に招いたり、お宅を訪問したりして面接することで、悩みを聞いたりしながら支えていく活動です。

ただ、先ほども述べましたとおり、保護司の皆さんは、保護司活動とは別に、事業所や個人の方のお宅に賛助会費をお願いに行ったり、啓発活動など付随する事業も多く、保護司の仕事自体はやりがいもあり続けたいけれども、保護司会の活動、特に賛助会費をお願いに行ったり、ティッシュを配ったりする啓発活動はなるべくやりたくないというお声も非常に多く聞いております。

保護司も長年、成り手不足の状況であり、今までどおりのやり方で活動への理解が広まらず、やっていただける方も継続できずに離れていってしまっている現実を少しでも変えていかなければ、この司法行政の根幹をなす日本社会にとって非常に重要な保護司制度の維持も今後は難しくなっていきます。

特に私が課題として考えているのは、更生保護協会の賛助会費の徴収に関してで、本来は法務省保護観察所や更生保護協会が直接、賛同いただける事業者、個人の方にお問い合わせすればよいことで、各保護司会の会計とは切り離されるべきであると考えております。今回は、賛助会費の徴収をやめ、その減額分を市の補助で補填していただきたいという趣旨で御提案をさせていただきましたが、難しいということなので、本日、問題を提起させていただきました更生保護協会費についての制度の改善を、国や保護司会、保護観察所に対して促していただきますように、保護司会への御支援をお願いいたします。

## ◎加茂俊武議員（自由民主党浜松）一般質問

○28番（加茂俊武） 次に、行政区再編について伺います。

5月13日の委員会において、新たな3区案が決定となりました。今後は新たな区のビジョンも重要になると思います。今回は特に、区として形が変わり、区役所が行政センターとなる北区の今後について

を中心に、市の考えを伺います。

委員会における3区の理由として、合併当時12市町村で合意した基本理念であるクラスター型の政令指定都市を大切にすることで、地域の多様な産業資源、歴史的遺産、風土、風習を生かした都市づくりを目指す必要がある。線引きの理由として、歴史・文化について、北区と浜北区は古代から続く歴史遺産、神社仏閣などの文化遺産を多く有している。この地域に脈々とつながる文化、芸能、地域遺産の保護、継承、活用など、行政区としての特性が明確である。地勢、歴史・文化、農業、交通まちづくりに共通項が多い北区と浜北区を1つの区にすることで、地域課題への対応や地域資源を生かした施策の推進が期待できるとしています。

1点目の質問です。

委員会として、このように大枠の区のビジョンや区の在り方を示していますが、当局の考え方は明確に示されていません。今後、区名の決定などを行う上で、区のビジョンなどが参考になると思われます。そこで、通称B区の歴史、文化、農業のつながりをどのように生かし区政運営をしていくのか、現在の当局の構想を山名副市長に伺います。

2点目として、浜松市区再編案の市民サービス提供体制において、協働センターにおけるコミュニティー支援の充実を挙げていますが、細江町における協働センターの機能強化についてはどのように考えているのか、奥家市民部長に伺います。

続けて、再編後の交通網、道路網について伺います。

新たなB区の線引きの理由について、委員会では、交通まちづくりに関し、新東名高速道路、三遠南信自動車道、国道362号、257号、天竜浜名湖鉄道、遠州鉄道などの道路整備網があり、都市計画マスタープランにおいて、産業拠点に位置づけられた新東名高速道路浜松サービスエリアスマートインター、浜松いなさインター、浜松浜北インター周辺、地域拠点に位置づけられた気賀駅、西鹿島駅周辺、生活拠点に位置づけられた井伊谷地区、三ヶ日地区を結んでいる行政拠点について、都市計画マスタープランで副都心に位置づけられた浜北に区役所、細江に行政センターを配置するとともに、北区内にインフラの整備と維持管理を所管する土木整備事務所を行政センターに配置することで、行政センターと土木部が連携した行政運営が期待できるとしています。

そこで、1点目として、新たな3区となり、都市計画マスタープラン、浜松市総合交通計画など、本市の交通に新たな3区について盛り込む考えがあるか、井熊都市整備部長に伺います。

2点目として、北区と浜北区をつなぐ362号、細江浜北線は、都田、三方原地区への企業進出に伴い、渋滞箇所が多く見られます。細江湖東交差点、根洗交差点、下気賀交差点など、渋滞対策について伺います。

3点目として、天竜浜名湖鉄道は、北区と浜北区を結ぶ大切な公共交通です。一方、362号と並行しているため、踏切と近接した危険な交差点も多く存在します。道路整備と併せ、危険踏切の全体的な対策も必要です。地域からは、五日市信号付近の交差点、踏切について、改良の要望が出ていますが、岡地駅付近、五日市付近交差点の安全対策について、伏木土木部長に伺います。

答弁よろしくお願いたします。

○議長（太田康隆） 当局からの答弁を求めます。

○副市長（山名 裕） 7番目の1点目、B区の区政運営でございますが、B区につきましては、特別委員会での区の線引きの協議におきまして、地勢、歴史・文化、農業、交通まちづくりに共通項が多い北区と浜北区を1つの区とすることで、地域課題への対応や地域資源を生かした施策の推進が期待でき

るとされたものでございます。当局といたしましても、多様な地域特性を区政に生かしていくことは大切な視点であると認識しておりまして、現在の区におきましても、区政運営の基本的な考え方や重点的に取り組む事業などについて、区長が毎年度、区政運営方針としてお示しし、区の特性を生かしたまちづくりを進めているところでございます。例えば、北区では姫様道中やいなさ人形劇まつりなど、まちづくりを担う基幹事業による区のプロモーションを実施するなど、地域資源を生かしたまちづくりに取り組んでおり、また、浜北区では万葉のまちづくりなど、地域の歴史・文化を生かした取組を行っております。

再編後のB区におきましても、区長の下、こうした取組を継承しながら、特別委員会において示されたB区に共通する地域資源を強みとし、区のビジョンとして区政運営方針を定めてまいります。

**○市民部長（奥家章夫）** 2点目、細江地区における協働センターの機能強化についてお答えいたします。

協働センターは、地域活動の拠点として地域づくり、生涯学習、窓口サービス機能を有しており、市内42か所に配置しています。細江地区につきましては、北区役所内に協働センター機能を設置し、コミュニティ担当職員を配置しています。生涯学習業務については、隣接するみをつくし文化センターと一体となり、単独で設置している他の協働センターと同様に、子ども講座やアクティブ・シニア講座などを実施しています。

特別委員会で提案した「区再編案における市民サービス、住民自治の基本的な考え方」の中では、協働センターの正規職員を1名増員することを提案しています。細江地区につきましても、この考え方に沿って正規職員1名を増員し、コミュニティ支援を強化してまいります。

**○都市整備部長（井熊久人）** 8番目の1点目、本市の計画に新たな3区を盛り込む考えについてお答えをいたします。

本市では、人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画の基本的な方針である都市計画マスタープラン及び将来都市構造を支える交通体系の構築を目指す総合交通計画を昨年3月に改定いたしました。都市計画マスタープランでは、浜松駅周辺の都心や地域の中心となる複数の拠点が、公共交通を基本として連携された拠点ネットワーク型都市構造を将来都市構造として掲げており、区域区分等の個別の都市計画につきましても、都市を一体として捉えた計画としております。また、総合交通計画につきましても、都市計画マスタープランにおいて設定した拠点間を結ぶ将来公共交通ネットワークや道路ネットワークを位置づけしております。

このように、両計画ともに行政区にとらわれず、都市を一体として捉えた都市構造を目指した計画としております。

**○土木部長（伏木章尋）** 2点目、渋滞対策についてお答えいたします。

北区と浜北区を結ぶ国道362号や県道細江浜北線は、朝夕の時間帯に渋滞が発生しており、通勤時間帯における交通集中によるところが大きいと認識しております。御指摘のありました3か所の交差点のうち、根交交差点につきましては、2018年度に事業に着手し、国道257号の北側流入部に右折専用車線及びバス停車帯の整備を計画しております。現在、交差点改良に向けた用地確保を進めており、完了次第、工事に着手する予定です。その他の交差点につきましては、交通量や事故発生状況等を踏まえ、対策について検討してまいります。

次に、3点目、岡地駅付近、五日市付近交差点の安全対策についてお答えいたします。

天竜浜名湖鉄道と国道362号との並行区間のうち、岡地駅付近の交差点は、岡地下踏切に近接し、国

道に流入する際に自動車が一時的に停止するための余地が十分ではない交差点です。また、五日市付近の交差点は、永田踏切と近接し、狭小な踏切のため、大型車の通行が制限されています。こうしたことから、市道細江7区1号線を市道細江11号線まで延長する道路整備の地域要望を頂いておりますが、国道362号の交差点改良や踏切の新設、三和川を渡河する橋梁の整備など、多額の費用と期間が必要なほか、関係機関との協議や調整に時間を要することが想定されます。

一方、当地区の東側では、現在2024年度末の完成を目指して、国道257号バイパスの整備を推進しており、バイパス開通後は岡地駅付近、五日市付近の交通状況も変わることが予想されます。このため、バイパス開通後の交通量の変化等を調査し、その結果を踏まえ、岡地駅付近、五日市付近交差点における安全対策の必要性について検討してまいります。

○28番（加茂俊武） 議長、28番。

○議長（太田康隆） 28番加茂俊武議員。

○28番（加茂俊武） 答弁ありがとうございました。

最初に、交通網、道路網について意見を申し上げます。

都市計画マスタープランとか交通計画は、行政区にとらわれずに都市を一体として捉えた都市構造であるということで、様々な計画は新たな区になっても関係ないということで、理解をいたしました。ただ、昨日斉藤議員もおっしゃっていましたが、委員会での意見を受け、説明会とかパブリックコメントで交通とか道路網について整備を期待している方、本当に多くいらっしゃいます。私が聞いている範囲で、区役所に行かなくてはいけないということは、ほぼないということではありますけれども、B区について言えば、区として道路網、交通網などの個別計画を作成して、362号、それから細江浜北線、257号など、やっぱり渋滞対策を含めてしっかりと整備をしていただきたいというふうに要望をいたします。

362号と天浜線についてですけれども、道路に隣接した危険な踏切というのは市内に多く存在します。市全体の踏切対策について、やろうと最初はしておりましたが、ちょっと広過ぎて、逆に答えられないということで、地域から要望が出ているもののちょっと狭い範囲の話になってしまいましたけれども、結局、本市全体の踏切安全対策のモデルになるような、今回のこの地域からの要望になっておりますので、ぜひ真摯な対応をお願いしたいというふうに思っております。

区政運営のことでございますけれども、今回、新たな区割り案が決定したということで、区名の募集に併せて区政の考え方を確認させていただきました。区長の下、今後しっかり取組を継承しながら、B区に共通する地域資源を強みとして、区のビジョンとして区政運営方針を定めるということでした。これからしっかりと新たな区として、どういう区政をしていくのかということ、誕生してからになるのでしょうか、考えていただけるということでしょう。地域資源を生かしていくためには、やっぱり今もしっかり予算が確保されておりますけど、予算が必要な場合がありますし、それから庁内において、各所管の横断的な総合調整が必要な場合があります。その第1の窓口が、現状で7つある区であり区長かというふうに思っています。再編後に大きな区になっても、先ほど細江協働センターも機能強化をしていただけるということで御答弁いただきました。行政センター、それから協働センターがしっかりと区と連携して、市民の方が区長にお願いに行かなくても、それぞれの地域資源が生かされるように、ぜひ配慮をお願いしたいというふうに思います。